

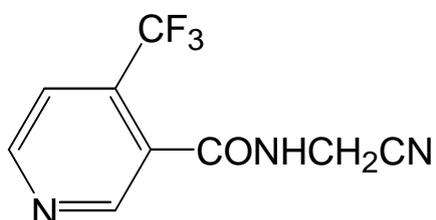
## フロニカミド (案)

1. 品目名：フロニカミド (flonicamid)

2. 用途：殺虫剤

ピリジンカルボキシアミド系殺虫剤である。アブラムシ類、コナジラミ類等の吸汁害虫の吸汁行動を阻害することにより、殺虫効果をもたらすものと考えられる。

3. 化学名：N-シアノメチル-4-(トリフルオロメチル)ニコチンアミド



4. 構造式及び物性

分子式	$C_9H_6F_3N_3O$
分子量	229.2
水溶解度	5.2 g/L (20°C)
分配係数	logPow = 0.3 (29.8°C)

(メーカー提出資料より)

5. 適用病害虫の範囲及び使用方法

(1) 10%顆粒水和剤

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	フロニカミドを含む農薬の総使用回数
りんご	アブラムシ類	2000倍	200～ 700ℓ/10a	収穫 14 日前まで	2回以内	散布	2回以内
なし							
もも							

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	フロニカミドを含む農薬の総使用回数
うめ	アブラムシ類	2000 倍	200～ 700ℓ/10a	収穫 7 日 前まで	2 回以内	散布	2 回以内
いちご		2000 ～4000 倍	150～ 300ℓ/10a	収穫前日 まで			
きゅうり	ホソツコナゾラム				2000 倍		
なす	アブラムシ類	2000 ～4000 倍	100～ 300ℓ/10a	収穫 7 日 前まで	2 回以内		3 回以内
	ホソツコナゾラム	2000 倍					
メロン	アブラムシ類	2000 ～4000 倍	200～ 400ℓ/10a	摘採 7 日 前まで	1 回		1 回
ばれいしよ							
茶	チャノキイロアサミマ チャノミドリヒメヨコバイ	1000 倍					

## (2) 50%顆粒水和剤

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	フロニカミドを含む農薬の総使用回数
きく	アブラムシ類	5000 倍	100～ 300ℓ/10a	—	6 回 以内	散布	6 回 以内

## 6. 作物残留試験結果

### (1) 分析の概要

#### ① 分析対象の化合物

- ・ フロニカミド
- ・ *N*- (4-トリフルオロメチルニコチノイル) グリシン (代謝物 TFNG)
- ・ 4-トリフルオロメチルニコチン酸 (代謝物 TFNA)

#### ② 分析法の概要

##### i) GC/MS 法

いずれの化合物も、試料をメタノールにより振とう抽出し、濾過した後分取、濃縮する。多孔性けい藻土カラムを用いて精製した後、ジアゾメタンを用いてメチルエステル化反応させる。さらにフロリジルミニカ

ラムで精製した後、GC/MSにより絶対検量線法を用いて定量。

ii) LC/MS/MS法

いずれの化合物も、試料をメタノールにより振とう抽出し、濾過した後定容する。ポリマー系ミニカラムを用いて精製した後、LC/MS/MSにより絶対検量線法を用いて定量。

定量限界 0.01~0.05ppm。

(2) 作物残留試験結果

①ばれいしょ

ばれいしょ（塊茎）を用いた作物残留試験(4例)において、10%顆粒水和剤の2,000倍希釈液を2回散布(150, 200, 240 L/10a)したところ、散布後7~30日の最大残留量は<0.04(7~14日までのみ), 0.05(7~14日までのみ), <0.04, 0.14 ppmであった。

②なす

なす（果実）を用いた作物残留試験(2例)において、10%顆粒水和剤の2,000倍希釈液を2回散布(300 L/10a)したところ、散布後1~7日の最大残留量は0.41, 0.28 ppmであった。

なす（果実）を用いた作物残留試験(2例)において、10%顆粒水和剤の2,000倍希釈液を3回散布(200, 161.7-199.6 L/10a)したところ、散布後1~42日の最大残留量は0.96, 1.17 ppmであった。

③きゅうり

きゅうり（果実）を用いた作物残留試験(4例)において、10%顆粒水和剤の2,000倍希釈液を3回散布(300, 200-250 L/10a)したところ、散布後1~42日の最大残留量は0.35(1~7日までのみ), 0.53(1~7日までのみ), 0.39, 0.43 ppmであった。

④メロン

メロン（果実）を用いた作物残留試験(2例)において、10%顆粒水和剤の2,000倍希釈液を3回散布(300 L/10a)した。この試験は適用範囲内で行われていないが、試験を行った範囲内での最も大きな残留量は、散布後1~7日において0.11, 0.27 ppmであった。

メロン（果実）を用いた作物残留試験(2例)において、10%顆粒水和剤の2,000倍希釈液を2回散布(250, 250-300 L/10a)したところ、散布後1~42日の最大残留量は0.75ppm、散布後1~50日の最大残留量は0.53 ppmであった。

⑤りんご

りんご（果実）を用いた作物残留試験(4例)において、10%顆粒水和剤の2,000倍希釈液を2回散布(300, 500, 625 L/10a)したところ、散布後14~42日の最大残留量は0.16(14~28日までのみ), 0.11(14~28日までのみ), 0.40, 0.12 ppmであった。

⑥なし

なし（果実）を用いた作物残留試験(2例)において、10%顆粒水和剤の2,000

倍希釈液を3回散布（500, 700 L/10a）した。この試験は適用範囲内で行われていないが、試験を行った範囲内での最も大きな残留量は、散布後14～28日において0.10, 0.17 ppmであった。

なし（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、10%顆粒水和剤の2,000倍希釈液を2回散布（350 L/10a）したところ、散布後14～56日の最大残留量は0.11ppm, 0.10 ppmであった。

#### ⑦もも（果肉）

もも（果肉）を用いた作物残留試験（2例）において、10%顆粒水和剤の2,000倍希釈液を3回散布（700 L/10a）した。この試験は適用範囲内で行われていないが、試験を行った範囲内での最も大きな残留量は、散布後14～28日において0.46, 0.78 ppmであった。

もも（果肉）を用いた作物残留試験（2例）において、10%顆粒水和剤の2,000倍希釈液を2回散布（500 L/10a）したところ、散布後14～42日の最大残留量は0.20ppm, 散布後27～40日の最大残留量は0.21 ppmであった。

#### ⑧もも（果皮）

もも（果皮）を用いた作物残留試験（2例）において、10%顆粒水和剤の2,000倍希釈液を3回散布（700 L/10a）した。この試験は適用範囲内で行われていないが、試験を行った範囲内での最も大きな残留量は、散布後14～28日において1.40, 1.82 ppmであった。

もも（果皮）を用いた作物残留試験（2例）において、10%顆粒水和剤の2,000倍希釈液を2回散布（500 L/10a）したところ、散布後14～42日の最大残留量は0.65ppm, 散布後27～40日の最大残留量は0.47 ppmであった。

#### ⑨うめ

うめ（果実）を用いた作物残留試験（4例）において、10%顆粒水和剤の2,000倍希釈液を2回散布（250, 500 L/10a）したところ、散布後7～42日の最大残留量は0.83（7～21日までのみ）, 0.76（7～21日までのみ）, 0.33, 0.54 ppmであった。

#### ⑩いちご

いちご（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、10%顆粒水和剤の2,000倍希釈液を2回散布（200, 250 L/10a）したところ、散布後1～7日の最大残留量は0.23ppm, 0.53 ppmであった。

#### ⑪茶

茶（荒茶）を用いた作物残留試験（2例）において、10%顆粒水和剤の1,000倍希釈液を1回散布（200 L/10a）したところ、散布後7～21日の最大残留量は25.5ppm, 18.7 ppmであった。

茶（湯浸出液）を用いた作物残留試験（2例）において、10%顆粒水和剤の1,000倍希釈液を1回散布（200 L/10a）したところ、散布後7～21日の最大残留量は21.1ppm, 16.3 ppmであった。

なお、これらの試験結果の概要については、別紙1を参照。

注 1) 最大残留量：当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大使用条件下の作物残留試験）を実施し、それぞれの試験から得られた残留量。

（参考：平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」）

## 7. ADIの評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、平成16年2月3日付厚生労働省発食安第0203002号により食品安全委員会あて意見を求めたフロニカミドに係る食品健康影響評価について、以下のとおり評価されている。

無毒性量：7.32 mg/kg 体重/day

（動物種）         ラット

（投与方法）       混餌投与

（試験の種類）   慢性毒性/発がん性併合試験

（期間）           104週間

安全係数：100

ADI：0.073 mg/kg 体重/day

## 8. 諸外国における使用状況

コーデックス、米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国において、ばれいしょ、りんご、ほうれんそう、乳等に基準値が設定されているが、その他の国、地域については、残留基準は設定されていない。

## 9. 基準値案

### （1）残留の規制対象

農産物においては、フロニカミド、代謝物 *N*-(4-トリフルオロメチルニコチニル)グリシン（代謝物 TFNG）及び4-トリフルオロメチルニコチン酸（代謝物 TFNA）の総和。

畜産物においては、フロニカミド、4-トリフルオロメチルニコチン酸（代謝物 TFNA）及び4-トリフルオロメチルニコチンアミド（代謝物 TFNA-AM）の総和。

米国における作物残留試験において4-トリフルオロメチルニコチンアミド（代謝物 TFNA-AM）の分析が行われており、農産物に係る米国の基準値は、TFNA-AMを含めて設定されている。しかしながら、TFNA-AMの残留が認められている農作物がプラム、レタス及びほうれんそうのみであり、このうちレタス及びほうれんそうでは、フロニカミド、TFNG、TFNA及びTFNA-AMの総和の中に占めるTFNA-AMの割合は微少であった（3%未満）。一方プラムでは、6例中4例でTFNA-AMが検出され、総和中に占める割合はそ

れぞれ 13%、17%、20%及び 28%となっているが、農薬を使用していない対照検体でも TFNA-AM が検出されていること（4 例中 3 例）、小麦、ばれいしょ及びももにおいて実施されている植物代謝試験では、TFNA-AM の%TRR（総残留放射能に占める割合）として 10%を超えていないこと等を考慮し、TFNA-AM については規制対象物質としては含めないこととする。また、同理由により、米国の基準をそのまま参考として基準値を設定しても、米国の基準値と比較して過大ではないと考えられる。

なお、食品安全委員会によって作成された農薬評価書においては、暴露評価対象物質として親化合物、TFNG 及び TFNA の 3 物質を設定している。

## （2）基準値案

別紙 2 のとおりである。

## （3）暴露評価

各食品について基準値案の上限まで又は作物残留試験成績等のデータから推定される量のフロニカミド、代謝物 TFNG 及び代謝物 TFNA が残留していると仮定した場合、国民栄養調査結果に基づき試算される、1 日当たり摂取する農薬の量（理論最大摂取量(TMDI)）の ADI に対する比は、以下のとおりである。

なお、本暴露評価は、各食品分類において、加工・調理による残留農薬の増減が全くないとの仮定の下に行った。

	推定摂取量／ADI(%) <sup>注)</sup>
国民平均	12.7
幼小児（1～6歳）	24.4
妊婦	11.6
高齢者（65歳以上）	14.6

注) TMDI 試算は、基準値案×摂取量の総和として計算している。

(試算の具体例) 国民平均の摂取量を用いた試算

食品名	基準値案 (ppm)	当該食品の 摂取量 (g/人/日)	残留試験成績 (ppm)	暴露評価に 用いた数値 (ppm)	フロニカミド 推定摂取量 ( $\mu$ g/人/日)
	(A)	(B)		(C)	(A×B)
ばれいしょ	0.3	36.6	—	—	11.0
クレソン	4	0.1	—	—	0.40
その他のあぶらな科野菜	4	2.1	—	—	8.40
：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：
牛・豚・羊・馬・山羊の筋肉、 脂肪及びその他の内臓	0.08 *1	57.5	—	—	4.6
乳	0.02	142.7	—	—	2.85
：	：	：	：	：	：
計					494.6
ADI比(%)					12.7

\*1 「牛・豚・羊・馬・山羊の筋肉及び脂肪」と「牛・豚・羊・馬・山羊のその他の内臓」の摂取量の合計である。

## フロニカミド作物残留試験一覧表

農作物	試験圃場	試験条件				最大残留量 (ppm) [フロニカミド/TFNG/TFNA]
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
ばれいしょ <sup>※</sup> (塊茎)	4	10%顆粒水和剤	2,000倍散布 150,200,240L/10a	2回	7,14日	圃場A:<0.01/<0.01/<0.02 圃場B:<0.01/0.02/0.02
					7,14,30日	圃場C:<0.01/<0.01/<0.02 圃場D:<0.01/0.06/0.07(2回,14日)
なす <sup>※</sup> (果実)	2	10%顆粒水和剤	2,000倍散布 300L/10a	2回	1,3,7日	圃場A:0.05/0.28/0.08(2回,7日) 圃場B:0.16/0.08/0.04(2回,3日)
なす <sup>※</sup> (果実)	2	10%顆粒水和剤	2,000倍散布 200,161.7-199.6L/10a	3回	1,3,7,14,21,28,35,42日	圃場A:0.01/0.61/0.34(3回,14日) 圃場B:0.07/0.92/0.18(3回,7日)
きゅうり <sup>※</sup> (果実)	4	10%顆粒水和剤	2,000倍散布 300,200-250L/10a	3回	1,3,7日	圃場A:0.06/0.17/0.12(3回,7日) 圃場B:0.15/0.20/0.18
					1,3,7,14,21,28,35,42日	圃場C:0.06/0.12/0.21(3回,7日) 圃場D:0.06/0.10/0.27(3回,7日)
メロン (果実)	2	10%顆粒水和剤	2,000倍散布 300L/10a	3回	1,3,7日	圃場A:<0.01/0.02/0.08(3回,7日)(#) 圃場B:0.02/0.05/0.20(3回,7日)(#)
メロン <sup>※</sup> (果実)	2	10%顆粒水和剤	2,000倍散布 250-300,250L/10a	2回	1,7,14,28,42,50日 (50日は圃場Bのみ)	圃場A:0.06/0.13/0.56(2回,28日) 圃場B:0.05/0.08/0.40(2回,28日)
りんご <sup>※</sup> (果実)	4	10%顆粒水和剤	2,000倍散布 500,300L,625L/10a	2回	14,21,28日	圃場A:0.12/0.01/0.03(2回,28日) 圃場B:0.05/<0.01/0.05
					14,28,42日	圃場C:0.36/0.02/0.02 圃場D:0.08/0.01/0.03(2回,28日)
なし (果実)	2	10%顆粒水和剤	2,000倍散布 500,700L/10a	3回	14,21,28日	圃場A:0.07/0.01/0.02(3回,28日)(#) 圃場B:0.05/0.02/0.10(3回,28日)(#)
なし (果実)	2	10%顆粒水和剤	2,000倍散布 350L/10a	2回	14,28,42,56日	圃場A:0.05/0.01/0.05(2回,28日) 圃場B:0.04/<0.01/0.05
もも (果実)	2	10%顆粒水和剤	2,000倍散布 700L/10a	3回	14,21,28日	圃場A:0.30/0.10/0.06(3回,28日)(#) 圃場B:0.62/0.10/0.06(3回,14日)(#)
もも (果実)	2	10%顆粒水和剤	2,000倍散布 500L/10a	2回	14,28,42日	圃場A:0.16/0.02/<0.02
					12,27,40日	圃場B:0.15/0.04/0.02

## フロニカミド作物残留試験一覧表

農作物	試験圃場	試験条件				最大残留量 (ppm) [フロニカミド/TFNG/TFNA]
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
もも (果皮)	2	10%顆粒水和剤	2,000倍散布 700L/10a	3回	14,21,28日	圃場A:1.06/0.16/0.18(3回,14日)(#) 圃場B:1.40/0.25/0.17(3回,14日)(#)
もも (果皮)	2	10%顆粒水和剤	2,000倍散布 500L/10a	2回	14,28,42日 12,27,40日	圃場A:0.56/0.06/<0.03 圃場B:0.34/0.07/0.06
うめ* (果実)	4	10%顆粒水和剤	2,000倍散布 500,250L/10a	2回	7,14,21日 7,14,28,42日	圃場A:0.44/0.06/0.33 圃場B:0.34/0.08/0.34(2回,21日) 圃場C:0.26/0.01/0.06 圃場D:0.20/0.08/0.26(2回,28日)
いちご* (果実)	2	10%顆粒水和剤	2,000倍散布 200,250L/10a	2回	1,3,7日	圃場A:0.16/0.02/0.05 圃場B:0.45/0.02/0.06(2回,3日)
茶 (荒茶)	2	10%顆粒水和剤	1,000倍散布 200L/10a	1回	7,14,21日	圃場A:22.2/2.95/0.34 圃場B:16.7/1.82/0.20
茶 (湯浸出)	2	10%顆粒水和剤	1,000倍散布 200L/10a	1回	7,14,21日	圃場A:18.2/2.65/0.28 圃場B:14.4/1.66/0.19

# これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

※印で示した作物については、申請の範囲内で最高の値を示した括弧内に示す条件において得られた値を採用した。

最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付している。

なお、食品安全委員会農薬専門調査会の農薬評価書「フロニカミド」に記載されている作物残留試験成績は、各試験条件における残留農薬の最高値及び各試験場、検査機関における最高値の平均値を示したものであり、上記の最大残留量の定義と異なっている。

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値			作物残留試験成績 ppm
				登録保留 基準値 ppm	国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ばれいしょ	0.3		登録申請中			0.20 アムカ	<0.04,0.05,<0.04,0.14
クレソン	4					4.0 アムカ	
その他のあぶらな科野菜	4					4.0 アムカ	
チコリ	4					4.0 アムカ	
エンダイブ	4					4.0 アムカ	
しゅんぎく	4					4.0 アムカ	
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む)	4					4.0 アムカ	
その他のさく科野菜	4					4.0 アムカ	
パセリ	4					4.0 アムカ	
セロリ	4					4.0 アムカ	
その他のせり科野菜	4					4.0 アムカ	
トマト	0.4					0.40 アムカ	
ピーマン	0.4					0.40 アムカ	
なす	3		登録申請中			0.40 アムカ	0.41,0.28/0.96,1.17
その他のなす科野菜	0.4					0.40 アムカ	
きゅうり(ガーキンを含む)	1		登録申請中			0.40 アムカ	0.35,0.53,0.39,0.43
かぼちゃ(スカッシュを含む)	0.4					0.40 アムカ	
しろうり	0.4					0.40 アムカ	
すいか	0.4					0.40 アムカ	
メロン類果実	2		登録申請中			0.40 アムカ	0.11(#),0.27(#)/0.78,0.53
まくわうり	0.4					0.40 アムカ	
その他のうり科野菜	0.4					0.40 アムカ	
ほうれん草	9					9.0 アムカ	
その他の野菜	4					4.0 アムカ	
りんご	1		登録申請中			0.20 アムカ	0.16,0.11,0.40(\$),0.12
日本なし	0.5		登録申請中			0.20 アムカ	0.10(#),0.17(#)/0.11,0.10
西洋なし	0.5		登録申請中			0.20 アムカ	
マルメロ	0.2					0.20 アムカ	
びわ	0.2					0.20 アムカ	
もも	0.7		登録申請中			0.60 アムカ	0.46(#),0.78(#)/0.20,0.21
ネクタリン	0.6					0.60 アムカ	
あんず(アブリコットを含む)	0.6					0.60 アムカ	
すもも(プルーンを含む)	0.6					0.60 アムカ	
うめ	2		登録申請中				0.83,0.76,0.33,0.54
おうとう(チェリーを含む)	0.6					0.60 アムカ	
いちご	2		登録申請中				0.23,0.53(\$)
その他の果実	0.4					0.40 アムカ	
綿実	0.5					0.50 アムカ	
茶	40		登録申請中				25.5(\$),18.7(荒茶)/21.1,16.3(湯浸出)
牛の筋肉	0.05					0.05 アムカ	
羊の筋肉	0.05					0.05 アムカ	
馬の筋肉	0.05					0.05 アムカ	
山羊の筋肉	0.05					0.05 アムカ	
牛の脂肪	0.02					0.02 アムカ	
羊の脂肪	0.02					0.02 アムカ	
馬の脂肪	0.02					0.02 アムカ	
山羊の脂肪	0.02					0.02 アムカ	
牛の肝臓	0.08					0.08 アムカ	
羊の肝臓	0.08					0.08 アムカ	
馬の肝臓	0.08					0.08 アムカ	
山羊の肝臓	0.08					0.08 アムカ	
牛の腎臓	0.08					0.08 アムカ	
羊の腎臓	0.08					0.08 アムカ	
馬の腎臓	0.08					0.08 アムカ	
山羊の腎臓	0.08					0.08 アムカ	
牛の食用部分	0.08					0.08 アムカ	
羊の食用部分	0.08					0.08 アムカ	
馬の食用部分	0.08					0.08 アムカ	
山羊の食用部分	0.08					0.08 アムカ	
乳	0.02					0.02 アムカ	
鶏の筋肉	0.02					0.02 アムカ	
その他の家きんの筋肉	0.02					0.02 アムカ	
鶏の脂肪	0.02					0.02 アムカ	

農薬名 フロニカミド

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値			作物残留試験成績 ppm
				登録保留 基準値 ppm	国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他の家さんの脂肪	0.02					0.02	アメリカ
鶏の肝臓	0.02					0.02	アメリカ
その他の家さんの肝臓	0.02					0.02	アメリカ
鶏の腎臓	0.02					0.02	アメリカ
その他の家さんの腎臓	0.02					0.02	アメリカ
鶏の食用部分	0.02					0.02	アメリカ
その他の家さんの食用部分	0.02					0.02	アメリカ
鶏の卵	0.03					0.03	アメリカ
その他の家さんの卵	0.03					0.03	アメリカ
トマトピューレー	0.5					0.50	アメリカ
トマトペースト	2					2.0	アメリカ

(#)で示した作物残留試験成績は、適用範囲内で行われていない。

(\$)で示したりんご、いちご及び茶は、作物残留試験成績のばらつきを考慮し、試験が行われた範囲内で最も大きな残留値を考慮した。

答申（案）

フロニカミド

食品名	残留基準値	
		ppm
ばれいしよ	○	0.3
クレソン	○	4
その他のあぶらな科野菜(注1)	○	4
チコリ	○	4
エンダイブ	○	4
しゅんぎく	○	4
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○	4
その他のきく科野菜(注2)	○	4
パセリ	○	4
セロリ	○	4
その他のせり科野菜(注3)	○	4
トマト	○	0.4
ピーマン	○	0.4
なす	○	3
その他のなす科野菜(注4)	○	0.4
きゅうり(ガーキンを含む。)	○	1
かぼちや(スカッシュを含む。)	○	0.4
しろうり	○	0.4
すいか	○	0.4
メロン類果実	○	2
まくわり	○	0.4
その他のうり科野菜(注5)	○	0.4
ほうれんそう	○	9
その他の野菜(注6)	○	4
りんご	○	1
日本なし	○	0.5
西洋なし	○	0.5
マルメロ	○	0.2
びわ	○	0.2
もも	○	0.7
ネクタリン	○	0.6
あんず(アプリコットを含む。)	○	0.6
すもも(プルーンを含む。)	○	0.6
うめ	○	2
おうとう(チェリーを含む。)	○	0.6
いちご	○	2
その他の果実(注7)	○	0.4
綿実	○	0.5
茶	○	40

フロニカミド(つづき)

食品名	残留基準値	
		ppm
牛の筋肉	※	0.05
羊の筋肉	※	0.05
馬の筋肉	※	0.05
山羊の筋肉	※	0.05
牛の脂肪	※	0.02
羊の脂肪	※	0.02
馬の脂肪	※	0.02
山羊の脂肪	※	0.02
牛の肝臓	※	0.08
羊の肝臓	※	0.08
馬の肝臓	※	0.08
山羊の肝臓	※	0.08
牛の腎臓	※	0.08
羊の腎臓	※	0.08
馬の腎臓	※	0.08
山羊の腎臓	※	0.08
牛の食用部分	※	0.08
羊の食用部分	※	0.08
馬の食用部分	※	0.08
山羊の食用部分	※	0.08
乳	※	0.02
鶏の筋肉	※	0.02
その他の家きん(注8)の筋肉	※	0.02
鶏の脂肪	※	0.02
その他の家きんの脂肪	※	0.02
鶏の肝臓	※	0.02
その他の家きんの肝臓	※	0.02
鶏の腎臓	※	0.02
その他の家きんの腎臓	※	0.02
鶏の食用部分	※	0.02
その他の家きんの食用部分	※	0.02
鶏の卵	※	0.03
その他の家きんの卵	※	0.03
トマトピューレー	○	0.5
トマトペースト	○	2

○印：フロニカミド、N-(4-トリフルオロメチルニコチニル)グリシン及び4-トリフルオロメチルニコチン酸の和として。

※印：フロニカミド、4-トリフルオロメチルニコチン酸及び4-トリフルオロメチルニコチンアミドの和として。

## 備考

- 1 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- 2 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
- 3 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 4 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- 5 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- 6 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 7 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- 8 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。